

保健福祉課からのお知らせ

温泉保養施設利用券, はり・きゅう受診券を発行しています

【温泉保養施設利用券】

対象施設	対象者	実施方法
あすばる大崎 篠段温泉寿湯	町内に住所を有する 65 歳以上の方, または身体障害者手帳の交付を受けて いる方で保養を要することが適当 と認められる方	1 年度当たり 200 円×20 回分の助成券を発行



【はり・きゅう受診券】

対象施設	対象者	対象施術	実施方法
町と契約して いる鍼灸所	年齢に関係なく町内に 住所を有している方	肩痛, 腰痛等の末しょう 神経疾患および運動器 疾患	1 年度当たり 500 円×10 回分の 助成券を発行



【発行窓口】 役場保健福祉課健康増進係もしくは, 野方支所

【申請に必要なもの】 ①本人であることを証するもの (運転免許証または, 保険証)
②印鑑 (シャチハタ, ゴム印等は不可)

【お問い合わせ先】

大崎町役場 保健福祉課 健康増進係
電話 4 7 6 - 1 1 1 1 (内線 131, 132, 133)

裏面もご覧ください

成人用肺炎球菌ワクチン接種のお知らせ

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る定期接種を、令和2年度も下記対象者に費用の一部助成を行っています。

1. 接種期間について

令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで

2. 接種医療機関及び助成金額について

接種医療機関……大崎町・志布志市・曾於市の医療機関（医療機関への事前予約が必要です。）
※ただし、大崎町・志布志市・曾於市以外の鹿児島県内の医療機関で接種を希望される場合は、役場保健福祉課へ事前にお問い合わせください。

大崎町助成金額…………… 3,000円

※ 接種費用は医療機関により異なります。

例) 医療機関の接種料金が9,000円の場合

接種料金 9,000円 - 町助成額 3,000円 = 自己負担額 6,000円

3. 対象者

①令和2年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方。

（対象者には予診票をお送りいたします。）

令和2年度対象者生年月日

65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生
100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日生

② 60歳から64歳までの方で、身体障害者手帳1級（心臓・腎臓・呼吸器）に該当する方については、65歳以上の方と同じ3,000円の助成が受けられます。接種の際は必ず身体障害者手帳をご持参ください。予診票等については役場保健福祉課健康増進係までお問い合わせください。

令和2年度 60歳～65歳未満（昭和31年4月2日～昭和36年4月1日生）

※注意！！

過去に1回以上「23価肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)」の接種を受けたことがある方は助成の対象者になりません。

お問い合わせ先 大崎町役場保健福祉課 健康増進係
電話 099-476-1111(内線131・133)



サロンだより 4月号



大崎町社会福祉協議会



令和2年度がスタートします！



ふれあい・いきいきサロン事業も今年で9年目を迎え、サロン活動が地域に定着してきています。今年度は新規サロンも増えて活気に満ちています。今後も引き続き、サロン活動への支援を行ってまいりますので宜しくお願い致します。



新型コロナウイルスの関係で4月のサロン活動を中止しているサロンも増えております。活動をされる場合には、換気、手洗い、咳エチケット、アルコール消毒など衛生対策を行っていただくとともに、感染拡大の状況に応じた検討もその都度行っていただきますようお願いいたします。また、参加者の方々にも感染症予防対策の声掛けをお願いいたします。

サロン講座申込みのお願い

- ・ サロン講座申込みは遅くともサロンが開催される 1 か月前までにお申し込みください。
- ・ 令和2年度継続申込み書（登録カード）と一緒に提出して頂けると手間が省けます。
注）活動計画書に書いても申し込みにはならないので気をつけてください。
- ・ 講師と連絡がつかましたら、こちらから確認のご連絡をいたします。
- ・ 講師に直接申し込みされる場合は、開催前に必ず社協にご連絡ください。
注）サロン終了後ご連絡いただいても謝礼金のお支払いはできません。
- ・ 健康講座やレクリエーションを申し込まれる場合、具体的な内容までご記入ください。
- ・ 講座の内容は3月号サロンだより【サロン講座・サロン活動用遊具一覧】にてご確認ください。

※社協に講座を申し込まれて、サロン開催を中止または延期される場合には、社協へ必ずご連絡ください。

しんがた かんせんしょう ふせ
新型コロナウイルスなどの感染症を防ごう!

じびょう かた こうれい かた ひとつ
持病がある方やご高齢の方は、できるだけ人混みの
おお ばしょ さ いっそうちゅうい
多い場所を避けるなど、より一層注意してください!



しんがた かんせんしょうよぼう
新型コロナウイルスなどの感染症予防には
てあら せき こうかてき
「手洗い」や「咳エチケット」が効果的です!

てあら
こまめな手洗い

きたくじ ちょうり ぜんご しょくじまえ
帰宅時や調理の前後、食事前など、
ただ あら かた て あら
正しい洗い方で、こまめに手を洗いましょう。

1



りゅうすい て あと
流水でよく手をぬらした後
て せっ あわだ
石けんを泡立て
て
手のひらをよくこする。

2



て こう
手の甲をのぼすように
こする。

3



ゆびさき つめ あいだ
指先・爪の間を
しっかりこする。

4



ゆび あいだ あら
指の間を洗う。

5



おやゆび て あら
親指と手のひらを洗う。

6



てくび あら
手首を洗う。

てあら お
手洗いが終わったら

みず なが
しっかりと水で流し、きれいなタオルや
ペーパータオルでよく拭き取りましょう。

せき
咳エチケット

せき で
くしゃみや咳が出るときには、
つぎ せき ところ
次のような咳エチケットを心がけましょう。

- マスクを着用します。
- マスクがない時は、ティッシュやハンカチなどで鼻と口を覆います。
- 周囲の人からなるべく離れます。

とき
とっさの時は、
そで うわぎ うちがわ
袖や上着の内側で
はな くち おお
鼻と口を覆います。



～住民の皆様へ～

「集団健診の延期について」

集団健診^{*}は新型コロナウイルスの全国での感染拡大をうけ、延期になりました。集団健診の日程につきましては、裏面をご覧ください。

また、対象の方には健(検)診受診券を4月中に郵送しますので、紛失しないよう大切に保管しててください。

なお、町ホームページの「新型コロナウイルス感染症 関連情報」及び、下記のお問合せ先でもご確認できます。

～注意～

4月中に郵送します健(検)診受診券とともに対象の方には『歯周病検診受診票』『風疹抗体検査クーポン券』も同封しております。個別で医療機関での受診ができます(歯周病検診は今年度から、医療機関のみでの検診となります)ので、ご希望の方は集団健診を待たずに受診していただけます。

※特定・長寿健診は、高齢者の医療の確保に関する法律、がん検診は健康増進法に基づいた健(検)診です。

【お問合せ先】

大崎町役場 保健福祉課

電話099-476-1111

健康増進係(内線132・133) ・ 国民健康保険係(内線134・135)

裏面もご覧ください

2020年度 集団健診年間計画（変更後）

3月に集団健診年間計画のお知らせをしておりましたが、変更になりましたので受診日のお間違いがないようお願いいたします。

特定健診・長寿健診・各種がん検診

月日	曜日	健診機関	受付時間
10月	11日	保健センター	7:30 ~ 9:30
	12日	保健センター	
	13日	保健センター	
	21日	菱田改善センター	
	22日	大丸改善センター	
	24日	保健センター	
	25日	保健センター	
	26日	持留改善センター	
11月	2日	中沖地区公民館	
	3日	野方改善センター	
12月	19日	保健センター	
	20日	保健センター	
	21日	保健センター	

健診種別	対象者	健診内容	料金
特定健診	大崎町国民健康保険の40~74歳の方	身体計測 採血 検尿 心電図 問診	無料
長寿健診	75歳以上の方		
一般健診	生活保護世帯の方		
若年健診	大崎町国民健康保険の30~39歳の方		

*社会保険の扶養家族の方も特定健診を受診できます。受診券と保険証が必要になります。

検診種別	検査内容	料金	対象者
肺がん検診	レントゲン	100円 65歳以上は無料	40歳以上の方 *町民ならどなたでも受診可能
胃がん検診	バリウム造影	900円	
大腸がん検診	検便検査	300円	
腹部超音波検診		1,500円	
前立腺がん検診	血液検査	1,500円	
骨粗しょう症検診	超音波	800円	
肝炎ウイルス検診	血液検査	無料	肝炎ウイルス検診を受診したことがない方 (令和3年4月1日現在で満40歳になる方、 または41歳~88歳までの方)
肺がん検診	喀痰検査	600円	50歳以上で検査基準該当者のみ

◎上記の健診(検診)受診券は4月中に送付いたします

裏面もご覧ください

紫雲園の使用についてのお願い

日頃から火葬場の運営に多大なご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり世界的規模にてコロナウイルスによる感染症が蔓延しており、首都圏等に置かましてもは、緊急事態宣言が発表された状況にあります。

つきましては、火葬場でのコロナウイルス蔓延防止対策のため下記のことについて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○火葬場でのコロナウイルス感染症の予防対策

① マスク着用の徹底 (着用されない方は、入場できません。)

※マスクは来場者ご自身で準備されるようお願いいたします。

② 感染拡大地 (首都圏、近畿、福岡等) をはじめ 県外から帰省した方の来場制限

(帰省した方と接触した家族等を含む)

③ 火葬場施設内での 飲食禁止、火葬場職員によるお茶 (お湯) 沸かしの休止、

④ 火葬場来場者の 入場制限 (各組10名まで)

⑤ 待合室・告別室等の使用の際の 換気時間の設定 (1時間に1回程度)

※期間については、4月13日 (月) から「当分の間」とし、状況を見ながら判断することとし、解除若しくは更なる制限について動きがありましたら別途通知いたします。

大変心苦しい限りではありますが、情勢を考慮し蔓延防止にご協力ください。

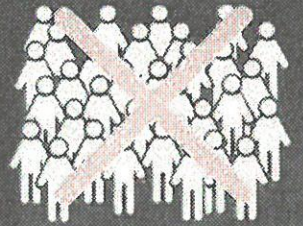
曾於南部厚生事務組合
施設係 (099-473-1388)

大崎町役場 住民環境課
戸籍係 (099-476-1111)

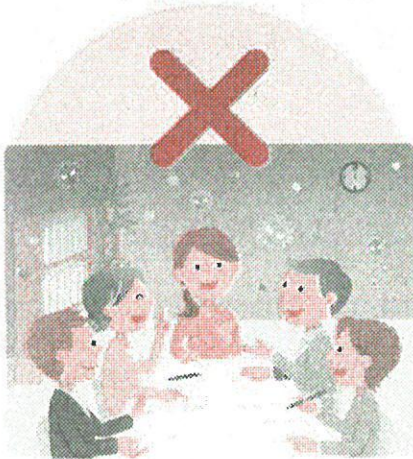
新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

密

を避けて
外出しましょう!



①換気の悪い
密閉空間



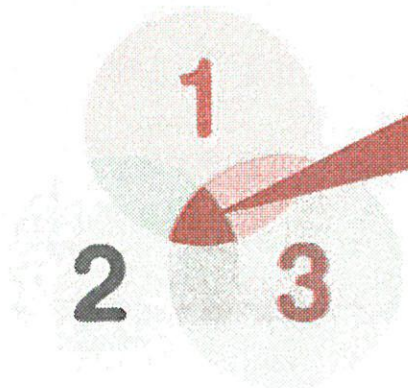
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



回覧

衛生自治会からのお知らせ

ゴーヤ苗配布のお知らせ

ゴーヤで緑のカーテンを作りませんか？

衛生自治会では、省エネ対策の一環としてゴーヤの苗を配布し、緑のカーテンづくりを支援しています。

つる性植物であるゴーヤを建物の外側に生育させることにより、建物の温度上昇を抑制し、夏の暑さを乗り切ろうとするものです。

配布数 500セット（苗のみ）無料です。
【1世帯あたり1セット（2苗）限り】

配布日 令和2年5月9日（土）

場 所 大崎町役場正面玄関前・野方支所

時 間 午前9時～11時（なくなり次第終了）

備 考 並ばれる際は2m程度、間隔を空けてください。

お問い合わせ先 衛生自治会事務局（住民環境課環境対策係内）
476-1111（内線127・128）

裏面もご覧ください

回覧

ゴールデンウィーク中の ごみの回収について

4月29日（水）～5月10日（日）までのゴールデンウィーク（大型連休）のごみの回収については、

祝日に関係なく

全て通常通り回収いたします。

生ごみ・一般ごみ・資源ごみ（第1木曜日地区）全て通常通りです。

また、大型連休中に草木をそおりサイクルセンター大崎有機工場へ自己搬入する方は、5月1日（金）までに役場住民環境課又は野方支所から搬入券の交付を受けてください。

大崎町役場 住民環境課 環境対策係

TEL 099-476-1111（内線 127・128）

裏面もご覧ください

身体障がい者等の軽自動車税（種別割）の 減免申請手続きについて

1. 申請できる期限

令和2年6月1日（月）まで（期日厳守）

※ 申請期限後の受付はできませんので十分ご注意の上、早めの申請をお願いいたします。また、一度減免が決定された方は申請の必要はありません。ただし、乗換えや名義変更等があった場合は、再度申請が必要です。

2. 受付場所

大崎町役場 税務課 町民税係



3. 減免対象の範囲

身体障がい者等本人名義（知的障がい者の方、精神障がい者の方、年齢 18 歳未満の身体障がい者の方は生計を一にする者の名義でもよい。）の軽自動車等であって、身体障がい者本人や、身体障がい者等の通院・通学・通所・生業のために当該身体障がい者等と生計を一にする方が運転する車。または、単身で生活する身体障がい者等を常時介護する方が運転する車であること。

※ 障がいの程度によっては減免が出来ない場合がありますので、あらかじめご相談下さい。

4. 減免申請に必要な書類等

本人運転の場合

- (1) 納税通知書 または 納付書
- (2) 印かん（本人のもの、介添え運転の場合は介添え者のもの）
- (3) 運転免許証（本人のもの、介添え運転の場合は介添え者のもの）
- (4) 身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれか
- (5) 車両検査証

生計同一者運転の場合

上記（1）～（5）までの書類に加え、以下のものがが必要です。

- (6) 通院の場合……通院証明書（病院発行）
- 通学の場合……通学証明書（学校発行）
- 通所の場合……通所証明書（施設発行）
- 生業の場合……通勤証明書（事業所発行）

裏面もご覧ください

常時介護者運転の場合

(1) ～ (6) までの書類に加え、以下のものがが必要です。

(7) 自動車運行計画書 (週 3 日以上に通院等)

(8) 誓約書

5. その他

- ・減免される車は一人一台に限られていますので、自動車税 (普通車) を減免される人は、軽自動車税の減免は受けられません。
- ・各種様式 (通院、通学、通所、生業、運行計画書、誓約書) は税務課にございます。
- ・「身体障がい者等と生計を一にする者」とは、身体障がい者と日常生活の資を共通にし、相扶けて共同の生活を営んでいる者のことをいう。
- ・「身体障がい者等を常時介護する者」とは、当該身体障がい者等が所有する自動車を継続的 (少なくとも 1 年以上の間) かつ日常的に (少なくとも週 3 日程度以上) 当該身体障がい者のために運転している (又はする見込みのある) 者のことをいう。

■ 不明な点がありましたら**税務課 町民税係**へお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

大崎町役場 税務課 町民税係

TEL099-476-1111 (内線 115)

大崎町危険家屋解体補助金のご案内

解体費用を補助します。

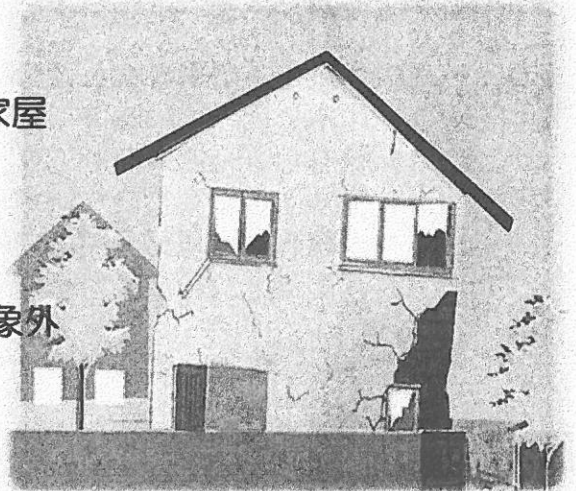
住民生活の安全・安心と良好な生活環境の確保を図るため、危険な空家の解体費用の一部を補助する制度です。

補助金の額：補助対象経費の1/2（上限30万円）

対象となる物件

次のすべての要件を満たすもの

- 町内の住宅で居住していない常態の木造建築物
- 公道（私道を除く）に面している家屋
- 人家密集地（半径200m以内に10戸以上）にある家屋
- 道路境界までの離れが軒の高さ以下の家屋
- 不良度判定（事前審査）の評点が100点以上の家屋
- 空家特措法における特定空家等でないこと
- ※付属屋等のみ解体、家財道具等の撤去・処分は対象外



補助の対象者

- 家屋の所有者（相続人を含む）又は納税者
- 所有者（相続人）から委任を受けた者
- ※町税等を滞納していない者

事前審査のご案内

補助申請には必ず事前審査が必要です。詳しくは建設課管理係までお問合せいただくか、大崎町のホームページをご確認下さい。

事前審査受付期間
令和2年6月30日まで

【お問い合わせ先】
大崎町役場建設課管理係
TEL 099-476-1111
(内線154・155)

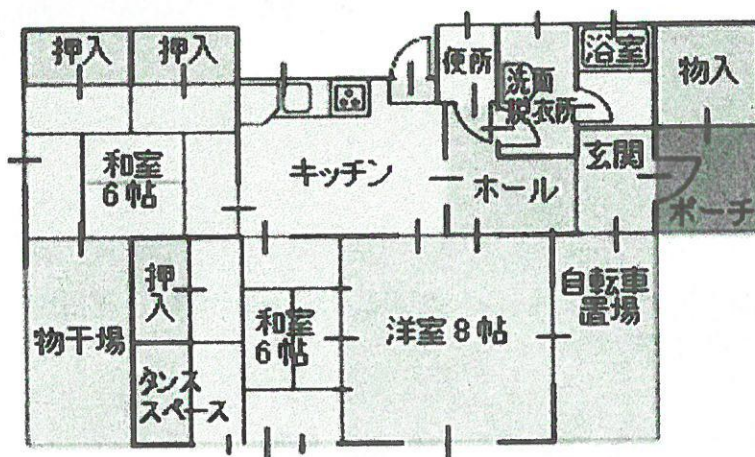
【注意事項】
空家を解体することにより、固定資産税が増額することがあります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

建設課からのお知らせ

持留町営住宅の入居者を下記のとおり募集いたします。入居を希望される方は、入居申込書と必要書類を期日までに建設課に提出してください。

入居申込書は建設課又は町ホームページにてダウンロードしてください。ご不明な点は下記までご連絡ください。

1. 住 宅 名：持留町営住宅1号（大崎町持留315番地1）
2. 必 要 書 類：所得額証明書・滞納の無い証明書・健康保険証（入居者全員分）
住民票謄本他、その他大崎町が必要と認める書類
3. 募 集 締 切：令和2年5月21日（木）午後5時まで
4. 入居者抽選会：令和2年5月28日（木）午後6時から
5. 入居資格者：下記の全てに該当する方に限ります。
 - （1）同居する配偶者または婚約者があり、入居申込み時に概ね35歳未満の方
 - （2）住宅に困っている方（住宅のある方や新築中の仮住まいなどの申し込みはできません。）
 - （3）給与などの収入がある方
 - （4）税金を滞納していない方
 - （5）大崎町内に債務負担能力のある連帯保証人がいる方
 - （6）入居者及び同居者が暴力団員でないこと
6. 家賃・敷金：家賃35,000円、敷金70,000円（家賃の2ヶ月分）
7. 間取り



【問合せ先】

建設課 管理係

TEL：099-476-1111 内線 154・155

裏面もご確認ください。